

令和7年6月11日 議案審査（教育福祉分科会・委員会）

開会 午前 9時 45分

○書記（横山 君） 互礼をもって始めたいと思いますのでご起立をお願いします。相互に礼、お願いします。ご着席ください。分科会長よりご挨拶をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 改めましておはようございます。今日福祉のほうはちょっと質疑が多いので、あんまり遅くなると午後の1時半からの水道の説明をもしかしたら遅らせてしまうかもしれませんので、また審議のご協力をよろしくをお願いします。挨拶は以上です。

○書記（横山 君） ありがとうございます。それではここから先の進行は分科会長お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） ただいまから、一般会計予算決算委員会教育福祉分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案第44号令和7年度菊川市一般会計補正予算（第1号）のうち、教育福祉分科会所管に係る項目を議題とします。

議会基本条例第11条第1項に、議会は言論の府であって、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならないと定められていることから、今回の議案審査でも、質疑よりも自由討議を充実させ、議員相互間の議論を尽くして合意形成した内容にて、基本条例第11条に基づく分科会報告書としたいと思います。

自由討議は、議案審査の中から委員全員で討議することをテーマとし、議論を行いたいと思います。自由討議を充実させたいことから、分科会報告でも議員間討議の内容を重視するため、審査内容を精査し自由討議の記載を充実し、分科会報告でも自由討議の読み上げをしたいといたします。

また、6月19日の予算決算委員会では、委員会の審査内容を確認するための質問はすることのないように、分科会の会議録を作成できしだい全議員に周知させていただきますが、その際に周知する会議録は校正を行っていないものとなるため、議員のみの確認資料として取り扱いしていただくようお願いします。審査内容の質問が当日出た場合には、会議録にて確認してくださいと回答させていただきますのでご了承ください。

それでは、これより質疑を行います。本日は順番に質疑を行います。質疑、答弁にあた

っては必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いいたします。委員は、質疑通告一覧順に質疑を行うようお願いいたします。また発言する際には、必ず冒頭で番号、役職名等を述べ、はっきりと大きな声で発言するようにお願いいたします。限られた時間を有効に活用するために、議員個人の意見については、後に予定しております自由討議で述べていただき、簡潔明瞭な答弁、質疑にご協力をお願いいたします。

なお本件につきまして、6月19日開催予定の一般会計予算決算委員会にて採決を行います。

はじめに、生活環境部の審査を行います。浅羽生活環境部長、所管する課名等を述べてください。

○生活環境部長（浅羽 淳君） はい、生活環境部です。よろしくお願いいたします。所管する課は市民課となります。よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） はい、ありがとうございます。それでは質疑を行います。はじめに事前通知の質疑から行います。質疑の事前通知の順に挙手の上、質疑を行ってくださいということで、山下委員から質問です。

○16番（山下 修君） はい、16番山下です。2款3項1目の戸籍住民基本台帳総務費ということで、タブレットの8ページということで、社会保障・税番号制度システム整備補助金（振り仮名対応）446万6,000円で対応する項目は、（新）通信運搬費193万4,000円の他にもこれに対応するのは446万6,000円で対応するのはあるのか。また一般財源を253万2,000円減額とした理由は。振り仮名対応は当初予算から想定していたのか、ということで。

○分科会長（西下敦基君） はい、答弁を求めます。吉川市民課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。歳入の社会保障・税番号制度システム整備補助金（振り仮名対応）の計上内容についてですが、今回、歳出予算への計上した通信運搬費のほか、当初の法務省の説明において補助対象外とされていましたが戸籍への振り仮名記載に係る事務員雇用等に対して自治体の規模に応じた補助金が交付されることとなったため、これを増額したものとなります。

追加された補助金の対象となる内容につきましては、令和7年度当初予算において計上いたしました、会計年度任用職員の22か月分、1人は1年間、1人は10か月ほどの雇用としておりますが、この雇用にかかる費用でありまして555万2,000円の申請を行ったところ交付上限の253万3,000円で交付決定がされたものとなります。また、そのため一般財源のほうを減額したものとなります。

以上でございます。

- 分科会長（西下敦基君） はい、答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。
- 16番（山下 修君） すみません、聞き漏らしたところがあって、会計年度職員の費用ということで552万申請していると。
- 市民課長（吉川淳子君） 555万2,000円の申請をいたしまして、補助上限が自治体の規模に応じて設定されておりまして、その上限の253万3,000円が交付決定となっております。
- 16番（山下 修君） はい、分かりました。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。16番。
- 16番（山下 修君） すみません。253万3,000円がちょうど一般財源の減額部分と一致するのでよろしいでしょうか。
- 分科会長（西下敦基君） 端数が1,000円だけ違うだけですね。
- 市民課長（吉川淳子君） そうですね。
- 16番（山下 修君） 分かりました。
- 分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。はい、13番。
- 13番（織部光男君） 戸籍に仮名を振るということですが、これは全員市民やるんですか。
- 分科会長（西下敦基君） はい、答弁を求めます。吉川市民課長。
- 市民課長（吉川淳子君） はい、これは戸籍のある方全員に本籍地から通知がいて戸籍に振り仮名を送るということになります。内容としては、こちらに仮で今振ってある振り仮名、住民基本台帳の情報などを集めて、今正しいとされている仮の振り仮名を皆さんにご通知差し上げて、それが間違っている場合に間違っていますよという届出を受けまして、記載のほうを進めます。1年間の猶予期間がありますので、間違っている方はそこで通知に基づいて申請を、届出をしていただいて正しい振り仮名に振る、もし間違っていない方はそのまま1年後に市町村の判断でそのまま記載されるというような流れになっています。
- 以上でございます。
- 分科会長（西下敦基君） はい、13番。
- 13番（織部光男君） 新しい新生児、出生届出します、そのときにこれからは全部振り仮名を振って、それを戸籍のほうにという、そういう流れですか。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川市民課長。
- 市民課長（吉川淳子君） 出生の届につきましては、その振り仮名が戸籍にそのまま振られるということになります。
- 分科会長（西下敦基君） いいですか。他に何かありますか。14番。

○14番（小林博文君） 14番です。補正の理由は通信運搬費の追加ということだけだったものですからちょっと分かりにくかったんですけど、今のを聞くと、この通信運搬費について補助が交付されるということで、それに合わせてこの業務を行う役務費のほうがかなり、そこを減額の対象の中で当たっているというかそういう感じ、減額というか一般財源の減額する財分をそっちでまかなったという感じということなんでしょうか。ちょっとその説明と、補正理由と減額の内容がよく合致しなかったなのでその辺を確認しています。

○分科会長（西下敦基君） はい、答弁を求めます。吉川市民課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。今回446万円を補正しておりますが、この内容が通信運搬費、プラス、法務省から新たに追加交付されることとなった事務員の。

○14番（小林博文君） 事務員がもう入っているということですね。

○市民課長（吉川淳子君） はい、ということであります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） はい、答弁は終わりました。再質疑はございますか。よろしいですか。

なければ、以上で生活環境部の審査を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

休憩 午前 9時 51分

再開 午前 9時 53分

○分科会長（西下敦基君） それでは、再開します。

次に、健康福祉部の審査を行います。諏訪健康福祉部長、所管する課名等を述べてください。諏訪部部長。

○健康福祉部長（諏訪部晴美君） 健康福祉部長です。所管する課は、福祉関係の所管になります。一般会計補正予算（第1号）についての審査をよろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。

初めに、事前通知の質疑から行います。質疑の事前通知順に挙手の上、質疑を行ってください。1つ目を松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。3款1項2目介護給付費についてです。

説明資料、タブレットの11、紙だと9です。担当課は福祉課。

当初予算編成時には年間支給量を見込むことができなかつたためとあるが詳細は。ホームヘルパーの確保は問題なかつたのか、伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中福祉課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。今回、補正対象となりました利用者につきましては、令和6年11月に、重度訪問介護を月280時間で支給決定し、12月からサービスの利用を開始しておりますが、12月の利用実績は約50時間でした。

障害福祉サービスにつきましては、支給決定量の上限までサービスを利用しない方もたくさんおり、当初予算につきましては、実態に基づいた予算とするため、支給決定量の上限ではなく、サービスの利用実績などを参考に積算をしております。今回も、令和6年12月の利用実績である月50時間の利用を見込み、当初予算を計上しております。

しかしながら、当初予算編成後の令和7年1月・2月の利用実績が約150時間、3月が240時間、4月が260時間と、支給決定量の月280時間に迫る利用実績となり、今後も同様の利用が見込まれるため増額補正をするものです。

なお、サービス提供事業所の確保に問題はありません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 月ごとにかなり時間が増えていっているなという印象を受けましたが、その理由を伺っても大丈夫ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中福祉課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。最初、12月からサービスの利用を開始したということで、私たちは、その12月の実績を基に予算計上したわけですが、最近増えてきている状況、サービス提供事業所のほうに確認をさせていただいたところ、12月はお試しというか、そんな感じでサービスのほうの利用をしていただくような状況があります。

サービスを利用するに当たっては、相談支援事業所にまず相談をした上で、サービスの利用計画案というものを作成するんですが、その中で、その計画のほうを確認しますと、この方は、計画上は月曜日から土曜日まで、日曜日を除く週6日間利用するという事になっております、計画上は。その中で、特に火曜日から金曜日につきましては、夜20時から朝の8時まで利用するというような計画にもともとなっていたんですが、そこを当初、お試しで短時間で使っていたものをだんだん当初の計画の見込みに近い形で利用をするようになって、

徐々に、もともと計画していたサービス提供総定量というのが月280時間だったんですが、そのもともとの計画に近い形でまた使うような形になっていったということで、突発的にどうか、何か状態が悪くなって業務が増えたと、そういうことではありません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 当初、お試しからだんだん本当に必要な時間帯に利用されるようになってきたということで、これは今、260時間よりも、じゃ、さらに上の280時間になる可能性もあるということによろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中福祉課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。先ほども少しお話ししましたが、サービス提供枠事業所に確認したところ、現在の上限では280時間の利用が見込まれるというふうに、今後、280時間まで使うというふうに、見込みがあるというふうに聞いています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。そうなった場合も、ヘルパーさんへの負担であったり、人数とかという確保は問題なく提供できるということによろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中福祉課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。支給決定量は月280時間ですけども、それを決定するに当たって、先ほども少し話をしました相談支援事業所が障害者本人とかご家族と相談して、サービス提供計画案をつくって、その中で想定サービス支給量であったり、利用するサービス提供事業所も考慮した上で計画案が作成されていますので、そこは計画書の中にも、今現在使っている事業所の名前がもうしっかり書いていますが、280時間使えるということで計画書案ができていますので、そこを280時間のサービス提供事業所の確保は問題ないというふうに考えております。

○3番（松永晴香君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○3番（松永晴香君） はい。

○分科会長（西下敦基君） ほかに質疑のある方はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） いいですか。そしたら、2つ目の質問に移ります。須藤委員から

お願いします。

○9番（須藤有紀君） 3款1項2目障害者福祉総務費について伺います。

説明資料は10ページ、タブレットで12ページになります。

サービスコードの誤りは国の過失か。国庫補助充当の積算根拠は、お伺いたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中福祉課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。令和6年11月29日に「訪問系サービス事業所が報酬請求に使用する介護給付費等単位数サービスコードが、報酬告示と一部異なる単位数で設定されていることが判明した」との通知が厚生労働省から発出されておりまして、国によるサービスコードの設定誤りとなります。

国庫補助につきましては、補助率は2分の1で、システム改修に必要な経費35万2,000円に対し、補助額は17万6,000円となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。質問出させていただいた私以外にも、ほかの議員からもあったんですけども、国の過失なのに充当率2分の1というのは非常に納得できないというところがございます、ちょっと、市として、もし見解等あればお伺いできればと思うんですけども。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中福祉課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。このお知らせのときも、かなり同じように納得できないという話がありました。しかしながら、この補助については、障害者総合支援事業費補助金、障害者自立支援給付審査支払等システム事業費という補助金等を使ってこの改修については行うというふうに国から指示がございまして、実は、もう既に令和7年の2月に、国からの依頼によって国庫補助協議のほうの申請を出しておりまして、3月28日付で17万6,000円の内示というのは聞いている状況です。ですから、見解をと言われれば納得はしていない、国から2分の1だと言われれば、そうせざるを得ないのかなと。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番です。同じく納得できない気持ちなんですけど。

そうしますと、今のお話ですと、「ほかに補助金を充当する予定があったので半分の補助です」という説明が国からあったということでもよろしいでしょうか。ちょっと、私の受け止め方が、今、ちゃんとかみ砕いて分からなかったもので、補助が……。

〔「先に使っているだろう。半年間使っていない」と呼ぶ者あり〕

○9番（須藤有紀君） ちょっと、もう一回、教えていただいてもいいですか。すみません。一般財源。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 補助の内訳ですか。

○9番（須藤有紀君） 補助金。

○福祉課長（田中義喜君） 障害者の自立支援給付審査支払等システムの改修は、昨年もそうなんですけど、報酬改定に伴うシステム改修ってたびたび行われるんですけども、その都度、障害者総合支援事業費補助金という補助金、国の補助金を使って行っているんですが、それがもともと、そのシステム改修に伴う経費の2分の1ということになっていまして、今回の国の誤りがあるんですが、今回のシステム改修についてもその補助金を使って行うということで、2分の1の補助率ということで35万2,000円が必要経費と、その半分の17万5,000円が補助額ですよということで、今、内示をいただいているということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。失礼しました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3つ目の質問、山下委員からお願いします。

○16番（山下 修君） 3款3項1目の生活保護総務費ということで、説明資料の13ページ。令和7年10月の生活保護基準改定はいつ決定されたのか。当初予算での計上はできなかったのか、伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。生活保護基準の改定につきましては、令和7年6月2日付の厚生労働省告示により「生活保護法による保護の基準の一部」が改正され、令和7年10月1日から適用することとなっております。

生活保護システムの改修につきましては、令和7年2月6日付の厚生労働省通知により、10月の生活保護の基準改定に伴い、特例加算に係るシステムの改修が必要なことが判明したこと、また、この時点でシステム改修の仕様が不明であり、改修に係る経費を見込むことができなかったことから、当初予算の計上に間に合わなかったものです。

以上です。

- 分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。16番。
- 16番（山下 修君） 生活保護基準の改定はいつだったんですか。ちょっと聞き漏らして、申し訳ない。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。
- 福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。改定の告示は6月2日付で、厚生労働省告示により「生活保護法による保護の基準の一部」が改正されました。適用は、7年10月1日から適用となる予定です。
- 以上です。

〔「6月から」と呼ぶ者あり〕

- 分科会長（西下敦基君） これって、令和6年、令和7年。
- 福祉課長（田中義喜君） 令和7年。
- 分科会長（西下敦基君） 令和7年で。

〔「2月6日じゃないんですか。6月」と呼ぶ者あり〕

- 16番（山下 修君） 6月2日だと思うから、データ入っちゃうよね。その後。6月2日
でいいんですか。

〔「6月2日付で」と呼ぶ者あり〕

- 福祉課長（田中義喜君） 6月2日です。
- 16番（山下 修君） 告示はいいんでしょう。

〔「告示です」と呼ぶ者あり〕

- 16番（山下 修君） それだけれども、事前に言って補正をかけるようになっているわけ
ですよ。
- 福祉課長（田中義喜君） すいません。2月6日付の通知と告示はちょっと違う話です。
- 分科会長（西下敦基君） 田中課長。
- 福祉課長（田中義喜君） 生活保護基準の改定が正式に告示されたのは、6月2日付の厚生
労働省告示で、生活保護法による保護基準の一部の改正が告示されました。今年の10月1日
から適用するということになっています。

システム改修の通知については、令和7年の2月6日付の厚生労働省通知で、10月の生活
保護の基準改定、想定されているけども、これに伴いシステム改修が必要だよというのが、
そういった通知が来たのが7年の2月3日に、システム改修については、今度の10月の保護
基準の改定に伴いシステム改修が必要ですよという通知が来たのが2月の6日です。

○16番（山下 修君） なるほどね。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁ございますか。

○16番（山下 修君） いずれにしろ当初予算にはちょっと間に合わなかったということですよ。2月6日と6月2日だなんて紛らわしいですね。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） これ、すいません、条例改正とかが出てくるんですかね。答弁を求めます。田中福祉課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。条例改正とか、特にありません。

○分科会長（西下敦基君） ないんですね。分かりました。

それでは、ほかに質疑のある方はお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、福祉課全体でもしあれば。なければ、これで。福祉課、あと6問ぐらいで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で健康福祉部の審査を終了します。お疲れさまでした。

ここで執行部は退席となります。

休憩 午前 10時 08分

再開 午前 10時 09分

○分科会長（西下敦基君） それでは、休憩を閉じて、次に子ども未来部の審査を行います。

森下子ども未来部長、所管する課名等を述べてください。森下部長。

○子ども未来部長（森下路広君） 子ども未来部です。よろしく申し上げます。

所管する課は、子育て応援課、子ども政策課の2課となります。

今回の定例会でも両課から補正のほう提出させていただいております。本日、審査のほどよろしく申し上げます。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。初めに事前通知の質問から行います。事前通知の順に挙手の上、質疑を行ってくださいということで、1つ目の奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

3款2項1目保育事業費（保育支援）、資料の12ページ、タブレットの14ページです。

保育士の採用見込みと実際の採用者数が多かったということですが、その数を伺います。

各園の採用状況と要因。

保育の支援の解消または充実につながるか、伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

市内の民間幼保施設が令和7年度に採用を予定した常勤の保育士の人数は23人です。実際の採用者数は31人でした。

採用の多くは、退職による職員減に対する人員補充であり、保育の提供に支障を及ぼすことがないように、配置基準に沿った職員確保が各施設で行われております。

昨年度の奨励金交付対象者へのアンケート調査によると、約4割の方が「本事業が就職のきっかけとなった」と回答しておりますが、保育の支障の解消や充実には、本事業だけではなく、様々な視点からアプローチが必要と考えておりますので、国や県の補助金を活用するなど、効果的な施策を推進してまいります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 必要な保育士の数に大体満足しているかという点ではどうでしょうか。

必要な保育士が確保されているかというところです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） 国で示す配置基準を欠けることはございませんので、そちらのほうは充実させております。ただ、園のほうでこういう事業をやりたいとかというところにつきましては、正規ではなくもう少し短い時間の方とか、その辺は工夫されて採用のほうをされていると思われまます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。じゃあ、いいですか。

○5番（奥野寿夫君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） すいません、自分から。23人希望で実際31人だったということで、ちょっと余っていることはないのかなと。逆にこれから保育士余りじゃないですけど、こ

れから子どもが少なくなっていくという状況もあって、保育士がどんどん増えていくとか。足りなかったのでだんだん適当な人数になってきているのか、その見解と、あと、退職の人員補充ということで、この退職者ってどんな方なのか。もう高齢で辞めていくのか、やっぱり退職が結構いるのかなとちょっと今答弁で感じたので、その2点もしお伺いできればと思います。

答弁を求めます。堀川課長。すみません。

○**子ども政策課長（堀川訓子君）** 配置基準的には足りないということはございませんので、一応基準どおりにやっている。子どもの数が足りないというところにつきましては、配置基準のほうが国のほうでまた徐々に変わってきている。例えば、3・4歳児のところは前は30人に1人というところが、25人に1人という割合になったり、保育を充足させていく意味でも、手厚い保育ということで配置基準が変わっているところもございます。なので、一概に子どもが減っているので保育士が過剰になっているとかということではなく、常時足りないというような、自分としても各園からの要望では「足りないので紹介していただきたい」というお話も聞きますので、充足しているというイメージはちょっとございません。

それから……。

○**分科会長（西下敦基君）** 退職される方もいてその補充ということで、退職も多いのかなというのがやっぱりまだある。

○**子ども政策課長（堀川訓子君）** 詳しく調査をしているわけではないですが、入れ替わりが大分激しいところもございますので、年齢に限らず辞めていかれるのでその分の方をというところも、人の入れ替わりでほかの園に行かれる場合もございますので、代わりの方をまたそこで採用されているという園もございます。

○**分科会長（西下敦基君）** はい、分かりました。

すみません、変なこと聞くんですけど、このA園で辞めてB園に入るといって、新規の方じゃないと、途中から移った人はこれ対象じゃないんですよね、というのは。交付金の対象として。新卒だけとか、すみません。そうですね。

答弁を求めます。堀川課長。

○**子ども政策課長（堀川訓子君）** この奨励金をもらえる基準というのはなんですが、市内の保育施設に常勤として正規で入られる方で、法人内の人事異動は駄目ということになっています。あとは、1年以上の就労が見込まれる方、過去にこの要綱に基づく奨励金を交付されていない方ということになっておりますので、最初のときだけ。

○分科会長（西下敦基君） はい。で、法人を移った、もらっていないで法人を移っちゃった人はもらえるということで、いいのかなと思うんですけど。

○こども政策課長（堀川訓子君） 過去にもらった方はもらえない……。

○分科会長（西下敦基君） もらっていないで、これ結構新しい制度だと思うんで、5年ぐらい勤めていてどっかから入っていて、違うところに行った場合、市内のまた違う保育園の法人に行った場合は、それってもらえるということでいいのかなと思ったんで。

○こども政策課長（堀川訓子君） 人事異動もまず駄目ですね。

○分科会長（西下敦基君） 堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） 菊川市の奨励金をもらったことがない。そうですね。この奨励金をもらったことがない方ということになるので、今のパターンでいうともらえないということに……。法人を移ったらということですよ。

○分科会長（西下敦基君） もらったことがない人が移った場合。

○こども政策課長（堀川訓子君） あ、もらったことがない人。

○分科会長（西下敦基君） はい。

○こども政策課長（堀川訓子君） その場合は対象になります。

○分科会長（西下敦基君） 流動させてしまう可能性もあったので。

〔「流動」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかの保育園の、法人が違う保育園が何か所かある、民間でやっていますよね、でも、そこ辞めてこっち側入ったら新しくもらえちゃうのかなというのがあったので。すいません。それだけ確認いいですか。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） すいません。こども政策課長です。

市内の保育施設ということになっていますので、A園でもB園でももらえます。例えば、A園で正規でなかった方、例えばそこから正規になればまたその同じ園でももらえますし、異動先の園でももらえるような形になりますので、それが理由でA園からB園に移ろうというところはちょっと関係がないかなと思いますが。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。僕はいいです。

じゃあ、関連質疑ある方はお願いします。9番。

○9番（須藤有紀君） すいません、9番 須藤です。

多分委員長と一緒にいるところかな。おおぞらが今回民営化されたので、おおぞらの職員さんが民間の園に移られる場合にも対象になっているのかなというのがちょっと疑問に思いまし

たので、おおぞらで今まで勤めていたけど民間に移るといったケースでこれが対象になるのか。法人が違いますので、法人が違って過去受け取ったことがなくて、正規で民間に移った場合が対象になるのかなという、ちょっとそれが疑問に思ったのと、また、あと課長のほうもおっしゃっていたように、かなり採用で苦労されている園の実態をお聞きしていただき、民間のサービスを利用して200万円とか300万円とか仲介料を払った上で保育士さん紹介していただく事例というの伺っているのですが、今回8人予定より多く採用できたというところで、園に偏りがあるのか。あと、どういった点でこんなに増えたのかというのがもし要因が分かればお伺いできればと思ったんですけども。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

公立園の方が移ったのでもらえるようにならないかというような、1つ目のご質問が。

○9番（須藤有紀君） おおぞらは例示なんですけど、市内の保育園、別の、法人が移ればもらえるということだったので、この保育士等就業奨励金制度ってホームページ見ると「令和7年度に新たに就職する保育士に対し」という一文があるので、今まで市内に勤めていた方は全部対象外になるのかなと思ったんですけど、法人が変わればもらえる対象になるということでしたので、例えばおおぞらから愛育ですとか、ひがしこども園から愛育ですとか、そういう異動にも対象になるのかという、ちょっと制度の確認。例えばですけど。それが1点目でした。

○9番（須藤有紀君） はい、ごめんなさい。

○分科会長（西下敦基君） もらったことがなければという説明があったので。

○9番（須藤有紀君） そうそう。

○こども政策課長（堀川訓子君） そういうことですよね。すいませんね。

○分科会長（西下敦基君） 堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。ある園に就職していてももらったことがない方、その方が新規ではないからもらえないので、移れば新規になるのかというような感じですか。

○9番（須藤有紀君） 移ることが新たに就職するというふうに見なされて、この対象になるのかということです。

○分科会長（西下敦基君） ちょっとうがった見方すると、全く新しい人が入ってきたんじゃないかと、もしかして移動して人数が増えて申請が多くなっているんじゃないかなという可能

性もちょっとあったので。ただ、それってどうなのかなという。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○9番（須藤有紀君） 例えば掛川市から菊川市に移ってきたら新規でいいと思うんですけど、菊川市内でひがしこども園から愛育に移るとかというケースもちょっとこれ補助対象なのかなという。

○分科会長（西下敦基君） 堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

その園でもらっていないければ新規ということで、自分はもらえるという認識でおりましたが、もうちょっと確認をさせてください。

○分科会長（西下敦基君） そうですね。ちょっと確認をまたしていただきたいと思います。

○こども政策課長（堀川訓子君） もう一つの、8人ほど増えている要因となりますが、実際なんですけど、おおぞら認定こども園が昨年度まで公立でした。今年度から民間になった関係で、こちらのほうで奨励金のほうの予算を取るときに、取りあえず予定者ということで見込み者のほうの確認するんですが、おおぞらの園につきましては予算要望時以降に8人必要だということになったので、そこが増えたこともありつつ、あと、ほかの園でも予定より多かたり少なかりというちょっと差がございますので、それを合計させていただいて8人の増という形になっております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はよろしいですか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

そうしますと、採用する園に偏りがあるのかという質問に関しては、おおぞらがちょっと多かったということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） 大きく変わったところは、おおぞらがやはり人数が増えております。あとは採用がなかったところもございますし、2人から4人と、園によってそれぞれの採用となっています。

○9番（須藤有紀君） 分かりました。大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑とかあれば。まず関連があれば。じゃあ、13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

回答の中に、保育士は充足しているというお話がありました。しかし、園によっては充足どころか余剰が出ているというのあるんですね。加茂のカルガモ園、定員18名のところ今10

名しかいません。そうしますと、2歳児までだもんですからね。余りますよね、保育士。そうしますと、そういったときの補助金は出ますか。子ども減少時代ですよ。経営問題に関わってくるわけですよ。18名の定員で10名しか今いないと言われればね。これからこういう園が増えてくるという現実抱えていると思うんですよ。分からなければ結構です。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと……。

○14番（小林博文君） それって募集しないんじゃないんですか。増えない、必要ないから。だから、10万円もらえんというところには関わってこないし。

○13番（織部光男君） うん、関わってこない。だから、それは問題ないんです。初めから18名の定員ならばそれだけの保育士を用意しているわけ。

○ 番（小林博文君） だから、減ったのは別に募集しないからこの予算には関わってこないでしょう。

○13番（織部光男君） ああ、そう。そういうことね。

○分科会長（西下敦基君） まず当初の予算で多分その予算が出ていると思います。そこで質問してもらって、ここは保育士が増えた補助金の話になってきますので、ちょっとこの中で話にしていただければと思います。何かコメントぐらいな感じでもしあれば。森下部長。

○こども未来部長（森下路広君） 森下部長です。

今、カルガモ園の話が出ましたが、カルガモ園に関しては今定員18に対して今園児が8人です。常勤の保育士も今4人いらっしゃいます。今回の保育士の奨励金の関係ですけど、一応調査しましたが、あえて採用の予定はないということで、奨励金の対象にも今回カルガモ園のほうは入っておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。じゃあ、奥野さんでいいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 5番。

○5番（奥野寿夫君） さっきの議論等全部理解できていないんですが、今回おおぞらが民営化したことによって、今まで例えば市の職員で、会計年度とかの保育士さんがいて、新たにそちら民間の園のほうで採用されたとか、そういうこともあるのかということと、この31人というのは前年に比べて増えているのか、その2点お聞きしたいんですが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

おおぞらにつきましては、昨年度会計年度で菊川市の職員として働いている方が移行されたパターンと、あと法人内のほうで確保された、それから新規採用の方というようなケースで今構成されております。

昨年度の奨励金の対象者は8名だったんですが、今回は31名ということで大分増えている形になっております。

○分科会長（西下敦基君） すいません。この31人で新卒の方とあって、そういったのの人数とあって分かります。何となく、そうすれば何か、新卒の方が入ってというイメージがすごく強かったんですけど、もしそれが分かれば。

答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

新卒者というところまでちょっと確認ができていません。でも、中には全てが新卒ではなくて、他市のほうから移られてきた方とかもいらっしゃると思いますので、様々な形で31人となっております。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

じゃあ、取りあえず1番目のことはいいですか。

2番目は同じ項目で、これはちょっとICTの関係になりますけど、そちらの質問に移らせていただいてということで。16番。

○16番（山下 修君） 山下です。

3款2項1目、同じ事業名で、同じページで。

民営化前のおおぞら認定こども園におけるICT推進化事業はどの程度進んでいたのか。取り組んでいなかったのか。

また、今回のICT化の内容は、ということでお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

民営化前のおおぞら認定こども園では、保護者への一斉連絡ができるシステムのみ導入しておりました。

民営化後のおおぞら認定こども園では、保育計画や保育記録の作成、保護者との連絡、登降園の管理といったものを電子化する複合的なシステムの導入と併せて、パソコンやタブレットの端末を購入する予定であります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

すいません。今、いろんなこと言われたんですけど、もう一度ちょっと細かくゆっくり言ってもらえますか。計画作成とか何か、すいません。ちょっと書けなかったの。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） 子ども政策課長です。

中身のほうの細かい説明となります。

保育に関する計画、それから保育の記録や保護者との連絡、それから子どもの登降園の管理等の業務をサポートするシステムとなります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。すいません。16番。

○16番（山下 修君） じゃあ、すいません。今回じゃなくて以前から使われていた一斉連絡という部分については、そのシステムはそのまま使用されてという形になるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

以前の一斉連絡ではなく、全て今度は新しいシステムへと変わりますので、その中に一斉連絡のものも含まれております。

○16番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑よろしいですか。

○16番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） すいません。一点自分から、いろいろな複合ソフトみたいな感じで、これが標準になっていくのか、進んだシステムになっていくのか。ほかの民間がどれくらいICT化なのかなとちょっと疑問があったので。

○分科会長（西下敦基君） あ、それはちょっと置いていただいて。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） いいですか。こども政策課長です。

今、市内の幼児施設17園のうち、何らかのシステムが入っているところは13園ございます。今後なんですが、子どもの給付金をもらう関係で加算要件にもなりますのでICT化の推進というのはある程度進んでいくと思われま。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自分からは以上です。

関連質疑とかございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 関連して。それは同じシステムとかですか。共通システムですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

様々な会社のシステムがございますので、全ての園が同じというわけではなくて、それぞれの園が園に合ったものを選んだシステムとなっております。

○分科会長（西下敦基君） はい。そしたら参考までに何かありますか、いいですか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。アプリ、困ったら見せます。全部これで写真の購入なんかもできるような。

○分科会長（西下敦基君） 後で自由討議でいろいろお伺いできれば。他に関連質疑は。

○16番（山下 修君） 関連というか、これ前戻っちゃって申し訳ない。1番なんやけど。

○分科会長（西下敦基君） 関連でなくてもここ同じところなので。

○16番（山下 修君） いいですか。

○分科会長（西下敦基君） どうぞ。16番。

○16番（山下 修君） おおぞらが民営化になったとき、多分その運営の母体とかそういったところから職員とかいろいろ派遣されてきたと思うんですけども、市内じゃなくてよそから保育士とか交流の人たちなんか。あ、保育士だね。保育士がこの菊川に来たという場合には、新規の保育士の採用とかそういう形になるんですか。

○分科会長（西下敦基君） これ、多分県内の大きな企業の事業体なので、多分そこが保育士は、立ち上げたときに、立ち上げるというか、それを新規に入れられるかどうかということですよ。

〔「対象になるかということですね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 対象になるか。

○16番（山下 修君） そう、対象。新規採用の対象になるかということ。保育士さんが採用に。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。リニューアルじゃないけど、新しい園ごとが立ち上がるじゃないですか、あれ。だから園ごとが採用したのって、それは新規に入るか的な話だと思うんですけど。

答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

おおぞらの場合、前から存在していたけれど、新しい法人として立ち上がったので対象となるのかどうか。

○16番（山下 修君） 保育士も変わるわけですよ。

○こども政策課長（堀川訓子君） はい。

○16番(山下 修君) 大きく変わったというふうに見ていいのかどんなか、実際はどうなっているのか。

○分科会長(西下敦基君) 答弁を求めます。堀川課長。

○子ども政策課長(堀川訓子君) その場合も対象となりますので、今回おおぞらのほうはたくさんの方が多分対象になれると思います。

○16番(山下 修君) それが大きいな、やっぱり。

○分科会長(西下敦基君) 答弁が終わりました。補正で。その話じゃなくて。

○16番(山下 修君) 去年が8名で31名だっていう。そこがすごく増えているわけですよ。

○分科会長(西下敦基君) ちょっと整理させてもらいます。去年から、8人から今回31人で、このうちおおぞらの方がどれくらいいるかということがちょっと。

○16番(山下 修君) そうそう。

○分科会長(西下敦基君) そうですね。もし分かれば、結局そこが大きいのかということで。答弁を求めます。堀川課長。

○子ども政策課長(堀川訓子君) こども政策課長です。

おおぞらは8人、今回の奨励金の対象となっております。

○16番(山下 修君) おおぞらは8名だけ。31人中8名ということですよ。

○分科会長(西下敦基君) 割合としては大きかったけど、でも全体としても増えているということですよ。

〔「そうですよね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西下敦基君) ということで、ほかにこの関連で質疑があれば、というか、こども政策課のみのこの1ページで、こども未来部全体でも何かあれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西下敦基君) ありませんか。よろしいですか。

じゃあ、以上でこども未来部の審査を終了します。

ここで執行部は退席となります。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

休憩 午前 10時 33分

再開 午前 10時 39分

○分科会長（西下敦基君） 休憩を閉じて、審議を再開します。

次に、教育文化部の審査を行います。

相羽教育文化部長、所管する課名等を述べてください。

○教育文化部長（相羽康一郎君） 教育文化部です。よろしくお願いします。

今回、補正予算を計上させていただいておりますのは、教育総務課、学校教育課、社会教育課の3課となります。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。初めに事前通知の質疑から行いますので、順番に挙手の上、お願いします。ということで、1つ目を奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。10款6項4目、23ページ、タブレット25ページですが、給食費の改定に関する協議のために、なぜ給食センター運営委員会の回数が増えたのか、2回から5回ということですが、その具体的な理由を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石教育総務課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えいたします。

給食センター運営委員会の開催回数を従来の年2回から5回に増やした理由につきましては、給食費の改定に当たって、より丁寧かつ慎重な議論が必要であると考えたためです。

例年ですと、第1回で前年度事業報告及び当該年度の事業計画を説明し、第2回で翌年度の給食費について意見書を作成し、教育長に提出するという流れで進めておりました。

しかしながら、近年の物価高騰の影響によりまして、食材料費の見通しが非常に立てにくくなっていること、また給食費の改定は保護者の皆さまの家計に直結する重大な事項であることから、短期間での決定は適当ではないというふうに判断をさせていただきまして、より多くの方の情報収集と意見交換の場を設けるということを考えました。

具体的な進行としましては、第1回の委員会で従来の報告事項に加え、今後の給食費改定に関するスケジュールや委員の役割について共有させていただきまして、第2回で事務局案を提示し、保護者代表の委員に各学校等の意見のとりまとめを依頼したいと考えております。

第3回では、その意見を集約し、事務局において再度調整し、第4回で委員会としての給食費の最終的な給食費案を決定しまして、意見書として教育長に提出、第5回では、当該年度のまとめとともに、翌年度以降の給食費の在り方について委員会としての方針を確認する

予定しております。

なお、最終的な給食費に関する市議会への報告ですけれども、これにつきましては、11月の全員協議会にて行う予定でありますので、またご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 国のほうで、小学校の給食費無償化の話もありますが、まだそういう情報が入ってないですか、あるいはこれは関連しますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

教育総務課のほうには、まだ具体的な情報は、こちらのほうには届いておりませんので、今現在は給食費無償化という前提条件ではなくて、今の給食材料費の物価高騰を踏まえて、給食費の改定のほうを考えております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 大体時期です。今まで2回というのは何月と何月で、今回は大体何月から何月ぐらいまで予定しているのか分かりますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

昨年度までは、5月に開催をして、大体1月から3月間に最終的な決定案を出すという流れでございました。ですが、今回は慎重に議論を重ねたいというこちらの意向もありまして、5月に第1回、6月に第2回、7月に第3回のほうを考えていきたいなというふうに思っています。最終的には1月から3月の間に、令和8年度の給食費についてお話をさせていただきたいと思っておりますので、1年かけて5回のスケジュールで考えております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 本当に物価高騰で昨年苦労されたと思うんですけど、このスケジュールで見通しが立ちそうか、一応確認ですが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えさせていただきます。

回数ですけれども、できるだけ保護者の方のご意見を伺いたいというふうに考えておりますので、丁寧な議論ということを念頭に、5回というふうに算定をさせていただきました。

ただ、5回の開催で終わるかどうかは今後の食材料費の高騰がどれくらいなるのかということと、米価がどれくらい今後上下するのかによって変わってくると思いますので、そこら辺は状況を見極めながら、回数については慎重に議論を重ねていきたいというふうに思っております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 最後にします。これまで給食費の改定を2回見送って、それは交付金が取ってきたと思うんですけど、一応これ抑えれば抑えたいけれども、上がる可能性があるということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

給食費がどれくらい上がるのかということなんですけれども、4月については、既に収支で16%前後不足しているという状況があります。これを勘案しますと、仮に交付金のほうを頂いたとしても、今後、持続可能な安定した給食というのは難しいと考えておりますので、将来を見据えて、この給食費の議論については、慎重に重ねていければなというふうに思っております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○5番（奥野寿夫君） 最後に意見だけ。2回見送ったということで、いきなり上がったんじゃないこれ大変だと思うし、本当無償化がなれば一番いいと思うんですけど、ぜひ慎重にお願いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 関連は。相羽部長。

○教育文化部長（相羽康一郎君） 教育文化部長です。

給食費の単価自体は、1回上げていて、その上げた分について市のほうで負担するというにしましたので、保護者の方の負担は変わってないんですけれども、今回についても、その上げた単価ではちょっともうそれでも足りなくなっているんで、今回そこは見直しをしないところとちょっとやっていけないというところがあります。その負担を保護者の方に求めるのか、もしくは市がその分を見るとか、そこはちょっとまた今後考えていかなければならないとい

うふうに考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） ちょっと関連になるかあれなんですけども、お米の問題が今非常にあれなんですけども、給食でのお米の使用回数とか、それに変化があるのかというのと、市でのお米の価格というのが何か、この最近、その辺をちょっとできれば。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えさせていただきます。

お米の入荷に関しては、学校給食会のほうで一括でこちらのほうは購入をさせていただいております。学校給食会のほうと先週打合せをさせていただきまして、学校給食会とすると、できれば県内産で提案をしたいと。古米ではなくて、新しいお米のほうで提出をしたりという意向はあるんですけども、今回備蓄米のほうを放出しているという状況がある中で、実際それがどこまでできるかというのは、今後の見通し次第だということなものですから、最終的には学校給食会のほうと調整をさせていただいて、できる限り県内の物を使うという意向は伝えさせてもらいましたけれども、学校給食会のほうでそれがちょっと難しいところがあれば、また輸入米であったりとか、古米、古古米の提案もやむを得ないかなというふうに考えております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 16番。ちょっと大き目の声で言ってください。

○16番（山下 修君） 価格のほうがお米の仕入れに対してどうなのか。これは一括購入みたいな形になっているというから、もう当初から決まっているのかもしれないですけど、どうなんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えさせていただきます。

価格については、こちらのほうとしても、できる限り抑制のほうをお願いしたいということと希望は伝えさせてもらいましたけれども、やはりそこも現状に応じて考えているということになりましたので、ちょっと今後、学校給食会のほうと協議をしながら決定をしていきたいなというふうに考えております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。関連質疑ございますか。1点自分からで、こ

の委員のメンバーの内訳とか説明いただければと思います。

答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えさせていただきます。

委員のメンバーですけれども、各学校各小中学校の代表者1名及び代表校長3名等がこの委員会を組んでお話しを進めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） これ16人じゃなくて、これはあれ、報償費が16人となっているので、委員自体が何人であるか。

答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

委員については、すみません、一般の委員の方以外に校長等が入ってますので、必ずしも全額を報償費で払うわけではないということだけご理解いただければと思います。すみません。正式な人数がちょっと、今手元の資料がないものですから、すみません、また改めて回答させていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。関連質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 2回から5回に増やすこと、PTA役員にはもう通知済みでいいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

第1回の運営委員会のほうで5回に増やしていきたいという意向をお伝えさせていただきました。そうすると、PTAのほうからすると、もともと2回だったものが5回に増えてしまうので、そこら辺は勘案して、どうしても議論で必要な部分については出席せざるを得ないんですけれども、例えば夜開催にするとか、書面決議するとか、そういったことも、今後、話し合いで決めていければなというふうに考えております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。3番。

○3番（松永晴香君） 後で聞きます。大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 以上でよろしいですか、ここは。

○3番（松永晴香君） 1個だけ、要望になっちゃうかもしれないですけど、5回に増やすことで給食費の改定に伴うものという話で伺いましたが、質と量についてもちょっとここでも

検討していただければと思います。1時半に帰ってくる小学生の娘が、お腹空いたと言って帰ってくるんです。1時半に下校でお腹空いたってどういうことだろうと思っているので、お願いします。

○分科会長（西下敦基君） すみません。では、2番目の質問に移ります。松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 10款1項2目です。事務局総務費、学校教育課になります。タブレットの20ページです。

学校教育課、ライセンス契約期間はあらかじめ把握できますが、当初予算に計上しなかった理由を伺う。また延長ライセンスは岳洋中、菊東中のものか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。お答えします。

最初に、校務支援システムと、それから、その周辺の状況について簡単に説明させていただきます。

校務支援システムは、成績処理、それから、指導要録の作成、そういったものに学校現場の教職員が日常的に使用する業務支援システムになります。

現在、文部科学省で教員の長時間勤務の是正や学校の働き方改革を推進するために、次世代の校務DXとして、校務処理のクラウド化を推進しており、その一環として、校務支援システムについても、県単位で共同調達・利用について検討するようとの方向性が示されており、

こうした動向を踏まえて、本県においても対応方針の検討が進められているところですが、令和7年度の当初予算編成時では、その方針が明らかではなく、令和7年9月以降の利用形態がどうなるか見込めない状況にあったため、当初予算への計上を見送り、今回の補正予算において計上させていただくこととなったものです。

しかしながら、そのような状況であれば、現行システムの使用料について年間分を当初予算に計上した上で、今後の方針決定に応じて必要な補正を行うというのが本来の形であったと考えております。

今回、このような形で予算計上することとなった点につきましては、こちらの認識不足があったものと反省をしております。申し訳ございませんでした。

次に、延長ライセンスの対象校についてですが、これは、市内の全小中学校が対象となります。

私からは、以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

すみません。私のちょっと認識違いで申し訳なかったです。校務支援システムということで、子どもたちが使う、生徒児童が使うということよりかは教職員の方々が使うシステムの延長ということですよ。ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、3つ目の質問を本田委員からお願いします。

○1番（本田高一君） 1番 本田です。

10款2項2目小学校教育振興総務費ということで、タブレットのほう21ページということでお願います。

4,000万円の寄附金の内容と備品費の購入が小学校から中学校へ組み替えられているが、内容の詳細をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。お答えいたします。

寄附金についてですが、河城地区の個人の方に令和6年度から継続して寄附していただいているもので、当初は令和6年度に一括で5,000万円の寄附を頂く予定でしたが、寄附者のご本人の意向により、令和6年度に1,000万円、令和7年度に4,000万円という形で、分割して寄附していただくこととなったものです。

寄附金の用途としては、河城小学校児童の気力・学力の向上に使っていただきたいということで、今回、河城小学校3年生から6年生の1人1台端末と電子黒板の購入に充当させていただきます。

小学校から中学校への組み替えにつきましては、当初の予算では、小学校9校の3年生から6年生分の端末購入について、市の一般財源と本補助金を充当する予定でしたが、今回の補正において、河城小学校分の端末購入の財源には、全額寄附金を充当することとなりましたので、当該校分の端末購入に充当を予定していた市の一般財源と県補助金について、菊川西中学校分の端末購入費に充当するように組み替えを行わせていただいたということになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。この件に関して、再質疑、関連質疑あれば、ここ同じところで何人か出ているので、ほかにかぶらないところで質疑をお願いします。

1番。

○1番（本田高一君） すみません。詳細のほう、個人の方が河城小学校で使ってくださいということだと思えるんですけども、その関係で、同じ河城小学区の中学校への組み替えということ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

河城小学校は菊川東学区になるので、学校は、学区は関係ない状況になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑は。では、お願いします。

○1番（本田高一君） そうすると、その河城小学校のためにということでも、そうすると、市の予算がそこで、そこに移り変わったということですかというか、それに補填されたということで、今までの市の予算の中で、さらにそこは上乘せさせて何か、その辺じゃなくて、要するに市の予算がちょっと返ったということ。

○分科会長（西下敦基君） 市で使う予算があって、それに対して寄附金をもらったので、そこを減額したりとか、中学に組み替えたということになりますので、新たに何か買ったというと、これ電子黒板ぐらいになってくるのかということを知りたい。

○1番（本田高一君） 聞きたいということです。

○分科会長（西下敦基君） ということみたいです。答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

今回、小学校3年生から6年生までの市内9校の端末を購入するというので、県のほうで共同調達に申し込みました。全て申し込んだその総台数については変更がきかないものになりますので、河城小学校だけは自分たちで買うことになります。補助は受けられない形になります。そうしますと、河城小学校の分の端末の分が余ってしまいますので、この分を中学校のほうに回すというような形になっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 質疑で、ただ、ほかの質問者がいますので、そこにかからないような質問で、それかちょっと1回押さえてもらって、全体でまた質問してもらうかちょっと判断してもらえんですけど、どうですか。1回、ほかの方の質問からやっちゃっていいですか。ここだけについては、1番、どうぞ。

○1番（本田高一君） その寄附された方というのは承知しているというか、こういうふうに使っていただいたよということを説明して。

○分科会長（西下敦基君） 寄附者にはその意向が伝わっているかということで確認を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

寄附者は河城小学校の子どもたちに、学力に使うものを買ってくれということで申し出ておりますので、河城小学校の端末に使うということは承知しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑よろしいですか。

2つ目の質問に、松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 同じところになります。河城小学校への寄附は何台分なのかを伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

寄附により購入する物品は、1人1台端末190台及び電子黒板11台となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。これについて再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） よろしいです。

○分科会長（西下敦基君） 次、小林委員、質問をお願いします。

○14番（小林博文君） 今聞きましたので11台で河城小ということなんですけども、今190台と電子黒板11台できっちり4,000万円にはならないと思うんですけど、その差額分、プラスなのかマイナスなのか分かんないんですが、どういう処理しているか教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。お答えいたします。

まだ入札をしていないので、金額のプラス・マイナスについては、はっきりはしておりませんが、端末を購入しても、それを例えばパソコンですと最初に初期設定とか、あとネットワークへつなぐために、そういった接続の手数料であるとか、そういったものもお金がかかりますので、そういったもの全てを含めて、一応我々としては4,000万円と見込んでおります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑、14番。

○14番（小林博文君） その辺もかかるのは分かるんですけど、今言った、きっちり4,000万円
で契約できるという見込みなのか、今言った3,900万円なら、100万円がまた寄附分が余剰
してくるんで、どういうふうにするかという考え方もあるし、逆に4,100万円かかるなら100
万円はどう処理するのかという形も出てくるんですが、その触れる部分についての検討はさ
れていますかという質問です。内容で幾らかかるかという質問ではなくて、触れる部分をど
う考えるかという質問をしていますのでお答えをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。4,000万円で購入できるというふうに見込
んでおります。

○分科会長（西下敦基君） 部長。

○教育文化部長（相羽康一郎君） 教育文化部長です。

今、寄附金、予算上は備品の購入に充てておりますけれども、それ以外に、設定の費用と
かそういうところにもお金がかかってまいりますので、その備品のところで、もし余剰とい
いますか、それが出たらそういう関連経費のところにも充当させていただくというところで
対応してというふうを考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（小林博文君） その件は了解しました。この11台を質問した理由なんですけども、
これ電子黒板について、河城小学校以外は今どうなって、入れているところがあるかどうか、
市内8校で、中学校を含めてもしあるんだったらお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

現在、ほかに導入している学校はございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） 14番です。これに伴って、何年か前にこの委員会でも出たんですが、
寄附によって、1校だけが突出する形を好ましくないという、同じ公立小学校に通っている
児童が不公平感が出るのではないかということで、その辺を、市として電子黒板を河城に11
台入れたことに併せて、ほかの学校にも導入していくという考え方、計画はありますか、お
願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

市としては導入を考えております。ただ、大変高価な機器ですので、財政負担を考慮して、徐々に他の学校に展開していきたいというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（小林博文君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑、ここにありますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、6番目のところを山下委員から、同じところですか。

○16番（山下 修君） 16番。同じところで、都道府県支出金である公立学校情報機器整備費補助金を減額（組み替え）することなく予算計上することはできないのか、またその理由は何かということ。今後の機器整備を含め、県の補助金対象となる端末台数は減ってしまうのかということ、今までの回答の中でちょっと触れたところもあるのかしれませんが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。お答えいたします。

公立学校情報機器整備費補助金の対象事業は、1人1台端末の購入となります。先ほど本田議員への質疑にもお答えしたとおり、当初予算では小学校9校の3年から6年生分の端末購入について、市の一般財源と本補助金を充当することを予定していましたが、今回の補正において、河城小学校分の端末購入の財源には、全額寄附を充当することとなりましたので、当該端末購入に充当を予定していた市の一般財源と県の補助金については、菊川西中学校分の端末購入費に充当するように組み替えを行わせていただきました。台数の変更はしないということになります。

これに伴い、小学校分端末購入費に係る補助金を減額し、中学校分端末購入費に係る補助金を増額することを行っておりますが、本年度分として、収入を予定していた県の補助金の総額に変更はございません。

次に、今後の機器整備を含め、県の補助金の対象となる端末の台数を減るのかについてですが、全ての小中学校の端末の更新を令和6年度から令和8年度の3年間で県の補助を受けて実施する予定でしたが、河城小学校分の端末購入については、財源に寄附金を充当することとなりましたので、県の補助の対象から外れることとなりますので、その分、県の補助対

象となる台数は減ることとなります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 今、答弁言われたことで分かりますけども、そこを何とか全額補助の形に持っていける方法はなかったのかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽部長。

○教育文化部長（相羽康一郎君） 教育文化部長です。

やっぱり県の補助対象となるのは、特定財源があると、その分は補助の対象からどうしても外れてしまいますので、ちょっと寄附金を充当している分について県の補助を頂くということはできないものですから、そのところはちょっと県の補助対象にするということは制度上できないです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。多分タブレットは補助が出るので、補助が出ないようなものを学校で整備してもらえれば、県の補助はタブレットにもらえて、何かの遊具なのか何かなのかという意見なんです、多分。ただいまそれはタブレットを買ってほしいという意見があったということで、しようがなかったということです。16番。

○16番（山下 修君） 確かに3年ぐらいかけて全部更新するんじゃないかと思うんですけども、総額の台数というのと、それが全て補助金がつけばという金額があって、その中で一部今回のような形になると、せっかくもらえるのがもらえなくなってしまったというような結果になってしまうんじゃないのかなと思ったので、仕方ないという。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。1点これこのタブレット私が買ってあげたよという目印とかシールとかどっかに、学校に何か名前を明記するとか、そういったのもするようになるんですか。そこまでは求めていないのか。答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

ご本人がそこまでは求めてはおりませんが、学校としては、寄附あったものに表記したり、そして、ご本人に来ていただいて、子どもたちからお礼の会を開くなどして、そういったところで河城小にちゃんと設置したようなものをお伝えさせていただきます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。この中で関連質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） お礼状みたいなを出すとか、そういうのはあるんですか。そういうのはないんですか。感謝状ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

市からはお渡しをしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。この点はいいですね。

7番目の質問、本田委員からお願いします。

○1番（本田高一君） それでは、7番、お願いします。10款3項1目中学校管理総務費ということでお願いします。タブレットの22ページですけれども、30万の寄附の内容、また寄附になるんですけれども、寄附の内容説明と、あとワイヤレスポータブルアンプの使い道、そういうところについて伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。お答えいたします。

寄附金についてですが、本年4月25日に、前菊川西中学校PTA会長であります勝尾周仁様より30万円のご寄附を頂いたものであり、菊川西中学校の教育環境整備に使ってほしいということでした。この際に、感謝状の贈呈とか、インスタグラムにアップなどをしております。

菊川西中学校では、以前よりキャリングアンプはありましたが、購入から20年以上経過しており、支障を来しておりました。今回CD及びブルー투스対応のアンプに更新し、ポータブル放送設備（マイクとスピーカー）と接続することで、屋外活動や屋内の校内活動で使用する予定しております。

なお、キャリングアンプの更新については、菊川西中学校からの要望で購入することになっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。関連質疑、小林さん。

〔「次の46号でやります」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑いいですか。よければ、8番目のところを、また本田委員からお願いします。

○1番（本田高一君） それではお願いします。10款5項7目文化会館管理費ということでお願いします。タブレットの24ページです。

補正した内容の詳細と今後さらに補正予定があるか、予測があるかということで伺いたいと思います。お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長です。お答えします。

文化会館管理運営負担金につきましては、市と指定管理者との間で締結した菊川文化会館アエルの管理運営に関する協定書第23条の不可抗力が発生した場合は、協議の上、必要な処置を取るものとするとの規定に基づき支出するものです。

令和6年度において、菊川文化会館アエルの経費として支出した灯油代、ガソリン代、LPガス代、電気代、水道代などの光熱水費のうち、物価高騰などの不可抗力の影響を受けた金額として算定した額について、指定管理者に支払うものとなります。

今年度、さらに補正予測があるかにつきましては、毎月の月例報告の中で光熱水費の状況を確認しているところですが、現在の物価状況に鑑みると、本年度分の光熱水費についても、物価高騰などの不可抗力の影響を受けた金額として算定した額は生じるものと見込んでおります。

なお、補正予算への計上につきましては、1年分の金額について来年度予算に計上することを予定しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。1番。

○1番（本田高一君） 本田です。内容ということで、結局今ガス代とか燃料代とか、なかなか高騰しているものですから理解できましたけども、今後そういったものが、ガソリンについて最近ちょっと安くなっている、その時期によって変動すると思うんですけども、これというのは、1回この金額で、それも変動して今度していくものなのか。今高騰するんですけども、これは下がるということがあるのか、その辺もちょっと伺いたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。

先ほどもちょっと答弁させていただきましたけども、燃料費の価格というのは、日本で価格が前後します。ですので、月例の報告を受けて、1年間まとめた上で不可抗力が発生した場合で補助金を出さなきゃいけないということがあれば、またそこで検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけど、国庫支出金の名称が物価高騰ということになっています。これは給食費のほうに充てられないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁がこれ財政のことになって、割り振りになると全体に出していただかないと。

○教育総務課長（大石成克君） 教育総務課長です。

今、織部委員のおっしゃられた給食費のほうに充てられないかというお話ですけれども、実際に充てています。充てているんですけども、充て切れない部分については、前回お話したとおりになります。

以上であります。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連質疑ございますか。

なければ、教育文化部全体を通しての質疑になりますけど。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ここで教育文化部の審査を終了します。

ここで執行部は退席となります。自由討議となります。

休憩 午前 11時 20分

開会 午前 11時 21分

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、よろしいですかね。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ということで、補正の中でご意見があれば、どうぞお願いします。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。教育文化部の寄附のほうの話があり、補正がありましたけど、非常にいい話でありがたいなと思いますね。

やはり大切なことは、寄附者の意向を酌むということだと思います。こちらの都合で話をするべきではないと私は考えます。

こういうものやっつけていこうとか、この前、これから日本の文化に根づいてくればいいなって思うんですね。

物価高騰の報告も出ておりますので、補正としてはやむを得ない時の流れというような感じがいたしますので、今回の補正全般については、その寄附の問題と物価高騰というような形でやむを得ないかなと思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は関連で、はい、16番。

○16番（山下 修君） 先ほどの物価高騰の件も、今織部さんの言われたとおり物価高騰対策ということで対応していると。

先日も浜松なんかではプレミアム商品券だったかな、6,000円分を5,000円だと、こういうものを販売して販売促進なり、いろいろ生活困窮者のためにという補正が出たと思うんですね。

これからそういう対応が非常に必要になってくるんじゃないのか、そういう対応を市としても考えていったほうがいいんじゃないかなと、こんなふう思う今日この頃です。

以上。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方、挙手にてお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○14番（小林博文君） ちょっと、全体ですよ。

○分科会長（西下敦基君） 全体で、はい、どこでも。14番。

○14番（小林博文君） 14番です。違う話でもいいですか。

○分科会長（西下敦基君） はい、いいです。

○14番（小林博文君） 保育士さんの補助の件なんですけど、ちょっとやり取り聞いていてね、新規で入ってから来る方というのも視野にあるかと思うんですけど、逆に今あった市外へ出て行っちゃう抑制にもなるんで、市内の中で異動していただいても、1回だけもらえるってことであればやむを得ないかなというか、逆に言えば構わないのかなと僕は個人的には思っていました。

何回ももらうわけじゃないんで、その辺で市内にとどまっていたらということで、市内の中で園を移る分には、うがった見方をすれば、菊川市としては別にいいんじゃないかな

という考えはありました。

プラスですね、保育士さんのほうはそういう形で補助というか、出るのもあるし、最近言われているのは、その介護士さんとか看護助手のほう、看護師のほうはもっと前からやっているんで、そういう形で国でいろいろ補助を出すんですけど、制度自体をしっかり確立して、補助を出さずにその正規な働き方に正規な報酬を払うという社会になるのが一番望ましいと思うんですから、その辺を補助に頼るっていうよりも、もう保育士っていう、ちゃんと私はこういう使命で子どもを見たくて保育士になりたいっていう人が、それに見合う報酬が出る。介護士が高齢者の面倒を見たいというときに、それに見合う報酬が出るっていう社会が進む方向で、何かこううまい施策をもっとやってほしいなというふうには思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連があれば、関連でなくてもいいんですけど。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。今の小林委員の話を聞いていましてね、私先ほど言ったようにカルガモなんかですと、入居する方のほうが少ないわけですね。保育士は私はもう解決できたという感覚を持っています。むしろ介護士、介護するほうのそういうところにもこういう制度を取り入れるべきではないかなと、行政として。県外から新卒者なり何でも菊川市の企業にでも入ったときの、介護士にこういう補助金を出していくべきだと。外国人であろうとね、私はそんなふうに思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。介護も出ていなかったでしょう。

○13番（織部光男君） 僕もちょっと分からないんで出したんですよ。出ているかな。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） 今カルガモなんかは民間へ、ほかに移動したりとかがあると思うんですよ、1個だけじゃないんで。

そこで預かる子どもさんの数が減ってくれば、規定に達する範囲内で余剰が出てくれば、ほかの足りないところへ異動していくのかということ、みんな企業内というか、法人内で調整しているかと思うんで、その辺は、それでより手厚くということに残してきていただけるのはありがたいんですけども、そういう形はちゃんと取るのかなと思うので、今あったその足りてきているんですけど、それは今10万円の補助を出して入ってきてくれるというところに、足りていないんじゃないかというイメージがあるので、その辺が10万円の補助なくともしっかり私は保育士でやりたいという人が、正規にちゃんと入ってくるような形が望ましい

かなと思うんですね。

もうちょっと離れちゃうんですけど、今言った外国人なんかを入れる県では、やっぱりすごく重要かなと、いろんな面で思っていて、ちょっとこの前研修に行ったときにあったんですけど、それを今 J I C A が、青年海外協力隊をやっている機構が行っている例えばブラジルの人を仲介役として市に入れて、来る方の補助、援助するというのをやり始めていると聞いたんで、ぜひ菊川病院も外国人を入れたときに J I C A とつながって、そういう援助で来る方のしっかりサポートしてほしいなというのを感じましたので、一応ここで言うておいて、聞いていただけるか分かりませんが言うておきます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） はい、1点自分からのこの保育事業の I C T 化のことでまだできることがありそうなのかなと。

今回おおぞらが、ただちょっとした今度いろんなシステムを入れるみたいな感じで、ちょっと進んでなかったら進んでいるような感じで、あとほかの園もやったりやらなかったりということがありますので、いろんなシステムがあると思いますが、こういうのでまた業務改善とか負担軽減とか進んでいただければなとちょっと思いました。

でも、具体的にこれどんなことなのかなというのを知りたいなと、ちょっと興味も持ちました。

私からは以上です。

ほかにご意見があれば。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。保育士さんの奨励金なんですけど、菊川市は10万円ですよ。隣の掛川を見ると20万円だと思うんですけども、それで市内から転出、掛川市に移るとかという歯止めにはなっているんですか、実際。抑制にはなっているのかなというところは、ちょっと疑問に思ったりもしました。

○分科会長（西下敦基君） はい、関連のご意見とかあれば。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番、須藤です。私もそれちょっと疑問に思っていたところです。実際、園によって保育士足りている、足りていないというのは非常にばらつきがあって、私の近くのひがしこども園ですと、本当に足りない。

結構足りないと言っている園は複数園で見受けられまして、二、三百万、仲介業者を頼んで支払いをして、ようやく来てもらっても、その人が3年ぐらいで辞めていってしまって、県としてとても厳しい状況だという話も伺っているので、その転出抑制策として有効かって

いう判断って、ちょっと難しいなというのは感じました。

昨年8人に対して今年はおおぞら抜いて23人の対象者がいるということで、増えた要因ですとか、園によって偏りが無いかというところについては、ちょっと行政のほうで把握できる限り把握していただいて、今後の分析の材料にしてもらえたらいいかなというのは感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） はい、関連があれば。なければ終わり、そろそろ閉じていいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） それじゃ、ご意見を以上ということで、以上で議案第44号のうち、教育福祉分科会所管に係る項目の審査を終わります。

ただいまの質疑や自由討議をもとに分科会報告を作成し、一般会計予算決算委員会にて報告させていただきます。

分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

これで、そのまま続行でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） はい。では、執行部に入ってくださいということで、次が46号になります。

休憩 午前 11時 31分